

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年9月21日午後1時30分から令和3年第9回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第9回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には8番松本隆委員、9番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

議 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。

議 務 局 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第17番委員 17番 佐藤です。番号3番から16番の案件について、農事組合法人の解散に伴う解約のようですが、解約される農地の今後についての情報があれば教えてください。

議 務 局 長 現在の動きとしましては、法人構成員、地元の宮館農業委員、自治会長と連携しつつ新たな耕作者を探しているところです。貸借等の書類が整い次第、議案としてあげさせていただく予定です。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。

議 務 局 長 ここで、番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第5番委員 退席——

議 長 これより番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第13番委員 13番 及川です。譲受人が代表を務めている農事組合法人についてですが、耕作していない農地を貸借や売買により集積しているのは、ありがたいことだと思います。しかし、耕作していない農地や管理していない農地も存在し、近隣の農業者からもご意見をいただくことがあります。このような状況で、このまま面積を拡大しても良いのでしょうか。

事務局 申請の際に確認したところ、研修に行っている北上の農家から、忙しい時期にはアルバイトを雇用したほうがよいと助言をいただいたとのことです。譲受人もそのように進めていきたいとのことでしたので、当面は様子を見ていきたいと思っております。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。5番高橋重貴委員の入席を許します。

議 長 ——第5番委員 入席——

議 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。それでは、議案第1号の番号2番から4番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。

第15番委員 15番 山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。9月13日午前に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が宅地分譲地1区画を造成するため、農地所有者の[ ]さんから、畑を売買により取得し転用し

ようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、東側の一部が農地と隣接しておりますが、十分な転圧整地を行う計画になっており、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。

第 1 7 番 委 員

17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。9月13日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が国道4号拡幅に伴い、駐車場用地を確保するため、農地所有者の[ ]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、北西側が農地と隣接しておりますが、敷地内を砕石敷きとし、雨水等の自然浸透を図るほか、隣接する圃場周りの小排水路を經由して幹線排水路へと排水する計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 9 番 委 員

9番 菊地です。番号2番の案件について、国道拡幅に伴う駐車場用地とのことですが、実際の使用者はどなたですか。

事 務 局 長

隣接する[ ]の従業員とお客さんです。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 務 長 日程第7、議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和3年第9回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時00分